運輸安全マネジメントに関する取り組み

令和８年４月１日
株式会社東広島交通

【安全方針】

1、安全第一
お客様の安全を最優先に社員一丸となって安全の確保に努めます。

2、法令の遵守
輸送の安全に関する法令及び規制を遵守し忠実に職務を遂行致します。

3、確認の励行
職務施行にあたり、推測ではなく、常に状況を確認し、安全行動に努めます。

4、情報の共有と開示
情報は漏れなく迅速かつ正確に伝え、全員で共有すると共に、積極的に公表します。

5、基本の徹底
基本的なことこそ確実、慎重に行い、安全確保に向けて問題意識を持ちPDCAサイクルの実施により、旅客運送事業者としての責務を全う致します。

株式会社東広島交通
代表取締役社長　山田　伸二

株式会社東広島交通では、運輸の安全を確保するため、以下のとおり、全役職員が一丸となって運輸安全マネジメントに取り組んで参ります。

1、輸送の安全に関する基本的な方針

（1）　社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全に主導的な役割を果たして参ります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

（2）　当社は輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan、Do、Check、Action）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表致します。

2、輸送の安全に関する重点施作

前項の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施いたします。

（1）　輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守致します。

（2）　輸送の安全に関する支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。

(3)　輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。

(4)　輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有を致します。

(5)　輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施致します。

3、輸送の安全性に関する目標と達成状況

■自動車事故報告規則に規定する事故

【タクシー事業部】

区分/目標・実績	令和７年度	令和８年度
	実　績	目　標
人身事故	０件（達成）	０件
車内事故	０件（達成）	０件
物損事故 (事故報告規則に規定する事故)	０件（達成）	０件
物損事故 (軽微な自責・先責・分責事故)	48 件（未達成）	30 件

【バス事業部】

区分/目標・実績	令和７年度	令和８年度
	実　績	目　標
人身事故	０件（達成）	０件
車内事故	０件（達成）	０件
物損事故 (事故報告規則に規定する事故)	０件（達成）	０件
物損事故 (軽微な自責・先責・分責事故)	７件（未達成）	３件

■自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する情報（令和７年度）

件数　０件（死亡事故０件、重傷事故０件、軽傷事故０件、物損事故０件、事故報告書提出件数０件、 健康起因事故０件）自動車事故報告規則第２条に規定する事故は発生していません。

■飲酒運転「ゼロ」について

乗務前後の点呼時にアルコール検査を徹底して実施しておりますので飲酒運転事案はございません。

■ヒヤリ・ハット情報共有と一層の活用について

ドライブレコーダーの安全運転管理システムのデータに基づき、情報提供を実施します。

■安全マネジメント体制を維持するための必要な教育について

管理職および運転士に事故防止委員会・実地教育で教育の充実を図ると共に年に一回実施される全従業員における安全大会で教育しております。

4、輸送の安全に関する計画

前項 3 に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて輸送の安全を確保するために必要な計画を作成いたします。

（1） 教育計画

年間教育計画を作成し、事業所単位で運行管理状況に即した教育を全従業員に行います。

・運転者に対する教育及び研修の実施回数　　令和 8 年度　12 回
・運行管理者に対する教育及び研修の実施回数　令和 8 年度　1 回
・整備管理者に対する教育及び研修の実施回数　令和 8 年度　1 回
・初任運転者に対する添乗実技指導　　令和 8 年度　10 名

安全運動

下記の交通安全運動に会社として積極的に参加し、輸送の安全確保に努めてまいります。

① 春の全国交通安全運動（4 月初旬）
② 夏の事故防止運動（7 月中旬）
③ 秋の全国交通安全運動（9 月下旬）
④ 年末年始自動車輸送安全総点検運動（12 月中旬～翌年 1 月上旬）
⑤ 事故惹起者の NASVA 特定診断の実施

5、輸送安全マネジメント評価について

2026 年度中に SOMPO リスクマネジメントによる評価を実施予定

6、輸送の安全に関する組織体制及び命令系統

別紙 1、2 参照

7、安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者　山田章夫
社内での役職　　専務取締役

8、安全管理規定

別紙参照

9、輸送の安全に関する教育及び研修計画

教育研修計画については、国土交通省が指針とする項目を網羅した年間教育計画を作成し、輸送の安全性向上を目的に全従業員を対象に実施します。尚、春の全国交通安全運動（4 月初旬）、夏の事故防止運動（7 月中旬）、秋の全国交通安全運動（9 月下旬）、年末年始自動車輸送安全総点検運動（12 月中旬～翌年 1 月上旬）各運動期間中は社長の巡視を実施、本社管理職が現場に出向き、運行管理状況を把握のうえ指導を行います。

10、　輸送の安全に関する内部監査及び改善措置について

(1)　安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上適切な時期に定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。また、重大な事故、災害等が発生した場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施します。

(2)　安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長および役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じます。

11、輸送の安全性に関する予算

輸送の安全性向上を目的として取り組んだ予算が次の通りです。

	設　備　投　資	安全に対する費用	合　計
令和 7 年度実績	500,000 円	980,000 円	1,480,000 円
令和 8 年度予算	500,000 円	2,000,000 円	2,500,000 円

12、輸送の安全に関する内部監査結果

安全管理規程第 15 条により次のとおり実施いたしました。

(1)　実施責任者

安全統括管理者

(2)　実施日程及び実施場所

2026 年 1 月 15 日　本社営業所

2026 年 1 月 16 日　安芸津営業所

(3)　実施結果

輸送の安全を阻害する恐れのある問題点はございませんでした。

以上